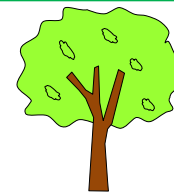


よくある質問へ
の答えです。

● 街路樹キーパー Q & A



Q 1. 「街路樹キーパー」とは、何ですか？

A 1. 日野市が管理している街路樹などを対象に活動する無償ボランティアの総称です。

Q 2. どのような活動をするものですか？

A 2. 各団体・個人ごとに、街路樹とその周辺の除草・落ち葉清掃・ゴミ拾い等の美化活動や枯れ木などの点検を行っていただきます。場所によっては、市に相談した上で草花を植えることができます。

Q 3. 活動場所は市内であればどこでもよいのですか？狭い範囲でも可能ですか？

A 3. 原則として、皆様のご自宅・お勤めの会社など、活動拠点の周辺となります。詳細については、申し込みの際にご相談ください。
なお、範囲は活動可能であれば、狭くても広くても構いません。

- Q 4. ひとりで活動したいのですが、登録できますか？年齢制限は、ありますか？
- A 4. 登録できます。年齢制限はありませんが、18歳未満の方のみの登録の場合は保護者等の同意が必要となります。
- Q 5. 年にどのくらい活動すれば、よいのですか？ノルマなどは、ありますか？
- A 5. 各団体（個人）のペースで必要に応じて、行ってください。ノルマなどは一切ありません。
- Q 6. 道具類や手袋などは、支給してもらえるのですか？
- A 6. 道具類や手袋などの支給は行っていません。ただし、箒や熊手等の道具類に関しては、予算の範囲内ですが、貸し出しを行っています。
- Q 7. 活動中にケガや事故を起こした場合は、保険対応になりますか？
- A 7. 過失や発生状況等によりますが、概ねボランティア保険で対応できます。

Q 8. 活動場所に草花を好きに植えてよいのですか？

A 8. 草花を植える場合は、市とその内容について話し合っ、行っていただきます。なお、背丈が非常に高くなるもの、トゲのあるもの、匂いの強いもの、野菜等は植えることができません。

Q 9. 街路樹の低木や高木の手入れ（剪定など）を行ってもよいのですか？

A 9. 樹木の手入れについては、歩行者や自動車等との事故につながる可能性があるため、安全面に配慮し、原則としてご遠慮いただいています。ただし、小枝の剪定など、簡易なものについては、市との話し合いの上で、行っていただける場合もあります。

Q 10. 活動で発生したゴミの処理方法について教えてください？

A 10. ボランティア袋に可燃と不燃を分けて入れ、それぞれのゴミ収集日に出してください。1回の収集日で5袋までとなりますので、6袋以上などゴミの量が多い場合は、緑と清流課までご相談ください。

ボランティア袋については、市役所で配布しています。